

お客様各位

2019年8月吉日

株式会社ネットスプリング
代表取締役 西武 進

消費税法改正に伴うお取引の消費税適用税率について

拝啓、時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。
また、平素は格別のお引立てを賜り厚く御礼申し上げます。

ご承知の通り、消費税が2019年10月1日から8%から10%に上げられる予定となっておりますが、2019年6月21日の臨時閣議で消費税の税率が8%から10%へ上げられる事が明記され、2019年10月1日より税率10%が適用される事になりました。

この決定に基づき、各お取引につきましては消費税の取扱いを適宜対応させて頂くとともに、一部既に弊社宛てお支払が完了されておりますお取引であっても、引上げ後の税率10%が適用される部分(期間)の消費税につきましては、追ってご請求をさせて頂く場合がございますので予めご了承頂きますようよろしくお願い申し上げます。

【ご留意事項】

現行消費税率(8%)にて消費税が記載された契約書を締結済のお取引、また現行消費税率(8%)の消費税額が記載された注文書を弊社にて受理済のお取引であっても、製品または役務の納入時期、役務の内容により税率引上げ後の部分(期間)に係わるお取引につきましては新税率(10%)が適用されますのでご留意下さい。

以上、ご理解賜れますよう重ねてお願い申し上げます。

敬具